令和5年第1回神奈川県議会定例会

提 出 議 案 説 明 附 属 資 料 (2 月 13 日 提 案 分)

福祉子どもみらい局

目 次

ページ

1	認定こども園の要件を定める条例 新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表 … 2
3	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
	新旧対照表 · · · · · · · 5
4	指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 新旧対照表… 6
5	指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 新旧対照表… 11
6	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例
	新旧対照表 · · · · · · · · 13
7	神奈川県手話言語条例 新旧対照表······14
8	介護保険法施行条例 新旧対照表 … 16

1 認定こども園の要件を定める条例(平成18年神奈川県条例第65号)新旧対照表

(法第3条第1項の要件)

(略)

第1条

- 第2条 法第3条第1項の条例で定める要件 は、次に掲げる要件とする。
 - (1) 当該施設が幼稚園である場合にあって は、幼稚園教育要領(学校教育法(昭和 22年法律第26号) 第25条第1項の規定に 基づき幼稚園の教育課程その他の保育内 容に関して文部科学大臣が定めるものを いう。)に従って編成された教育課程に 基づく教育を行うほか、当該教育のため の時間の終了後、当該幼稚園に在籍して いる子どものうち保育を必要とする子ど もに該当する者に対する教育を行うこ ک ۵

 $(2) \sim (9)$ (略)

(10) 管理及び運営について、次に掲げる基準に 適合すること。

ア~ク (略)

- ケ 子どもの通園、園外における学習のた めの移動その他の子どもの移動のために 自動車を運行する場合にあっては、子ど もの乗車及び降車の際に、点呼その他の 子どもの所在を確実に把握することがで きる方法により、子どもの所在の確認が 行われていること。
- コ 通園を目的とした自動車(運転者席及 びこれと並列の座席並びにこれらより一 つ後方に備えられた前向きの座席以外の 座席を有しないものその他利用の態様を 勘案してこれと同程度に車内の子どもの 見落としのおそれが少ないと認められる ものを除く。) を運行する場合にあって は、当該自動車にブザーその他の車内の 子どもの見落としを防止する装置が備え られ、子どもの降車の際に、当該装置を 用いて子どもの所在の確認が行われてい ること。

サ (略)

第3条・第4条 (略) 第1条 (略)

(法第3条第1項の要件)

- 第2条 法第3条第1項の条例で定める要件 は、次に掲げる要件とする。
 - (1) 当該施設が幼稚園である場合にあって は、幼稚園教育要領(学校教育法(昭和 22年法律第26号) 第25条 の規定に 基づき幼稚園の教育課程その他の保育内 容に関して文部科学大臣が定めるものを いう。)に従って編成された教育課程に 基づく教育を行うほか、当該教育のため の時間の終了後、当該幼稚園に在籍して いる子どものうち保育を必要とする子ど もに該当する者に対する教育を行うこ

 $(2) \sim (9)$ (略)

(10) 管理及び運営について、次に掲げる基準に 適合すること。

ア~ク (略)

(新規)

(新規)

ケ (略)

第3条·第4条 (略) 2 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年神奈川県条例第5号)新旧 対昭表

> 改 正

第1条~第7条 (略)

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設 備及び職員の基準)

- 第8条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を 併せて設置するときは、必要に応じ当該児童 福祉施設の設備及び職員の一部を、併せて設 置する他の社会福祉施設の設備及び職員に兼 ねさせることができる。
- 2 前項の規定は、入所している者の居室及び それぞれの児童福祉施設に特有の設備並びに 入所している者の保護に直接従事する職員に ついては、適用しない。ただし、保育所の設 備及び職員については、その行う保育に支障 がない場合は、この限りでない。

第9条・第10条 (略)

第11条 削除

(非常災害対策)

第12条 児童福祉施設 (障害児入所施設及び児 竜発達支援センター(次条、第12条の6及び 第13条において「障害児入所施設等」とい う。)を除く。<u>第12条の5及び</u>第13条第2項 において同じ。)は、消火器等の消火用具、 非常口その他非常災害に際して必要な設備を 設けるとともに、非常災害に関する具体的な 計画を定め、これに対する不断の注意及び訓 練をするように努めなければならない。

2 (略)

第12条の 2 (略)

(安全計画の策定等)

第12条の3 児童福祉施設(助産施設、児童遊 園及び児童家庭支援センターを除く。以下こ の条及び次条において同じ。)は、児童の安 全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設 備の安全点検、職員、児童等に対する施設外 での活動、取組等を含めた児童福祉施設での 生活その他の日常生活における安全に関する 指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施

(略) 第1条~第7条

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設 備及び職員の基準)

行

現

第8条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を 併せて設置するときは、必要に応じ当該児童 福祉施設の設備及び職員の一部を、併せて設 置する他の社会福祉施設の設備及び職員に兼 ねさせることができる。ただし、入所してい る者の居室及びそれぞれの児童福祉施設に特 有の設備並びに入所している者の保護に直接 従事する職員については、この限りでない。 (新規)

第9条・第10条 (略)

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第11条 児童福祉施設の長は、入所している児 童に対し、法第47条第1項本文の規定により 親権を行う場合であって懲戒するとき又は同 条第3項の規定により懲戒に関し当該児童の 福祉のために必要な措置を採るときは、身体 的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫 用してはならない。

(非常災害対策)

第12条 児童福祉施設(障害児入所施設及び児 竜発達支援センター(次条、第12条の3及び 第13条において「障害児入所施設等」とい う。)を除く。 第13条第2項 において同じ。)は、消火器等の消火用具、 非常口その他非常災害に際して必要な設備を 設けるとともに、非常災害に関する具体的な 計画を定め、これに対する不断の注意及び訓 練をするように努めなければならない。

(略)

第12条の2 (略)

(新規)

改正	現 行
設における安全に関する事項についての計画	25 13
(以下この条において「安全計画」とい	
う。)を策定し、当該安全計画に従い必要な	
<u>プ。アで水だし、当め女王可園に従い必要な</u> 措置を講じなければならない。	
2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画に	
ついて周知するとともに、前項の研修及び訓	
練を定期的に実施しなければならない。	
3 保育所及び児童発達支援センターは、児童	
の安全の確保に関して保護者との連携が図ら	
れるよう、保護者に対し、安全計画に基づく	
取組の内容等について周知しなければならな	
<u>V</u> ,	
4 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直	
<u>しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行</u>	
<u>うものとする。</u>	
(自動車を運行する場合の所在の確認)	
第12条の4 児童福祉施設は、児童の施設外で	<u>(新規)</u>
の活動、取組等のための移動その他の児童の	
移動のために自動車を運行するときは、児童	
の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の	
所在を確実に把握することができる方法によ	
り、児童の所在を確認しなければならない。	
2 保育所及び児童発達支援センターは、児童	
の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこ	
れと並列の座席並びにこれらより一つ後方に	
備えられた前向きの座席以外の座席を有しな	
いものその他利用の態様を勘案してこれと同	
程度に車内の児童の見落としのおそれが少な	
いと認められるものを除く。)を日常的に運	
行するときは、当該自動車にブザーその他の	
車内の児童の見落としを防止する装置を備	
え、これを用いて前項に定める所在の確認	
(児童の降車の際に限る。)を行わなければ	
ならない。	
(業務継続計画の策定等)	(新規)
第12条の5 児童福祉施設は、感染症や非常災	(新規)
害の発生時において、利用者に対する支援の	
提供を継続的に実施するため及び非常時の体	
制で早期の業務再開を図るための計画(以下	
この条において「業務継続計画」という。)	
を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措	
置を講ずるよう努めなければならない。	
2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計	
画について周知するとともに、必要な研修及	
び訓練を定期的に実施するよう努めなければ	
ならない。	
3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の	
変更を行うよう努めるものとする。	
(削除)	(業務継続計画の策定等)

第12条の6 障害児入所施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する障害児入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 · 3 (略)

(衛生管理等)

第13条 (略)

2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

 $3 \sim 5$ (略)

(食事)

第14条 児童福祉施設(助産施設を除く。以下 この項において同じ。)は、入所している者 に食事を提供するときは、当該児童福祉施設 内で調理する方法(<u>第8条第1項</u>の規定によ り、当該児童福祉施設の調理室を兼ねている 他の社会福祉施設の調理室において調理する 方法を含む。)により行わなければならな い。

 $2 \sim 5$ (略)

第15条~第80条 (略)

(職員)

第81条 (略)

 $2 \sim 12$ (略)

13 第8条第2項本文の規定にかかわらず、保 育所若しくは家庭的保育事業所等(家庭的保 育事業等の設備及び運営に関する基準(平成 26年厚生労働省令第61号) 第1条第2項に規 定する家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育 事業を行う場所を除く。)をいう。第87条第 3項において同じ。) に入所し、又は幼保連 携型認定こども園(就学前の子どもに関する 教育、保育等の総合的な提供の推進に関する 法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に 規定する幼保連携型認定こども園をいう。第 87条第3項において同じ。) に入園している 児童と福祉型児童発達支援センターに入所し ている障害児を交流させるときは、障害児の 支援に支障がない場合に限り、障害児の支援 に直接従事する職員については、これらの児 童への保育に併せて従事させることができ

現行

第12条の3 障害児入所施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する障害児入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下

____「業務継続計画」という。)を策定し、 当該業務継続計画に従い必要な措置を講じな ければならない。

2 · 3 (略)

(衛生管理等)

第13条 (略)

2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう

_____努めなければならな

V /

 $3 \sim 5$ (略)

(食事)

第14条 児童福祉施設(助産施設を除く。以下 この項において同じ。)は、入所している者 に食事を提供するときは、当該児童福祉施設 内で調理する方法(<u>第8条</u>の規定によ り、当該児童福祉施設の調理室を兼ねている 他の社会福祉施設の調理室において調理する 方法を含む。)により行わなければならな い。

 $2 \sim 5$ (略)

第15条~第80条 (略)

(職員)

第81条 (略)

 $2 \sim 12$ (略)

(新規)

正 行 る。 第82条~第86条 (略) 第82条~第86条 (略) (職員) (職員) 第87条 (略) 第87条 (略) 2 (略) 2 (略) 3 第8条第2項本文の規定にかかわらず、保 (新規) 育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、 又は幼保連携型認定こども園に入園している 児童と医療型児童発達支援センターに入所し ている障害児を交流させるときは、障害児の 支援に支障がない場合に限り、障害児の支援 に直接従事する職員については、これらの児 童への保育に併せて従事させることができ 第88条~112条 (略) 第88条~112条 (略) 附則 附則 $1 \sim 10$ (略) $1 \sim 10$ (略) 11 乳児4人以上を入所させる保育所に係る第 11 46条第2項に規定する保育士の数の算定につ 46条第2項に規定する保育士の数の算定につ いては、当分の間、当該保育所に勤務する保 いては、当分の間、当該保育所に勤務する保 健師又は看護師(以下この項において「看護 健師又は看護師 を、1人に限り、保育士と 師等」という。)を、1人に限り、保育士と みなすことができる。ただし、乳児の数が4 みなすことができる。 人未満である保育所については、子育てに関 する知識と経験を有する看護師等を配置し、 かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって 当該保育所の保育士による支援を受けること ができる体制を確保しなければならない。 12~18 (略) 12~18 (略)

3 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(令和3年神奈川 県条例第41号) < 附則第4項関係 > 新旧対照表

以上	現 行
附則	附則
1 (略)	1 (略)
(業務継続計画の策定等に関する経過措置)	(業務継続計画の策定等に関する経過措置)
2 この条例の施行の日(以下「施行日」とい	2 この条例の施行の日(以下「施行日」とい
う。)から令和6年3月31日までの間、 <u>児童</u>	う。) から令和6年3月31日までの間、 <u>改正</u>
福祉施設の設備及び運営に関する基準を定め	後の第12条の3
<u>る条例第12条の6</u> の規定の適用については、	の規定の適用については、
同条中「講じなければ」とあるのは「講ずる	同条中「講じなければ」とあるのは「講ずる
よう努めなければ」と、「実施しなければ」	よう努めなければ」と、「実施しなければ」
とあるのは「実施するよう努めなければ」	とあるのは「実施するよう努めなければ」
と、「行う」とあるのは「行うよう努める」	と、「行う」とあるのは「行うよう努める」
とする。	とする。
3~6 (略)	3~6 (略)

4 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年神奈川県 条例第7号)新旧対照表

条例第7号)新旧対照表			<i>t</i> →
改正		現	
第1条~第5条 (略)	第1条~第5条	(略)	
(従業者の員数)	(従業者の員数)		
第6条 (略)	第6条 (略)		
$2\sim8$ (略)	$2 \sim 8$ (略)		
9 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは	(新規)		
家庭的保育事業所等(家庭的保育事業等の設備			
及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令			
第61号) 第1条第2項に規定する家庭的保育事			
業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除			
く。)をいう。以下同じ。)に入所し、又は幼保連			
携型認定こども園(就学前の子どもに関する教			
育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律			
_(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定			
する幼保連携型認定こども園をいう。以下同			
じ。) に入園している児童と指定児童発達支援事			
業所に入所している障害児を交流させるとき			
は、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害			
児の支援に直接従事する従業者については、こ			
れらの児童への保育に併せて従事させることが			
第7条 (略)	第7条 (略)		
$2\sim 8$ (略)	2~8 (略)		
9 前項本文の規定にかかわらず、保育所若しく	(新規)		
は家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携			
型認定こども園に入園している児童と指定児童			
発達支援事業所に入所している障害児を交流さ			
せるときは、障害児の支援に支障がない場合に			
限り、障害児の支援に直接従事する従業者につ			
いては、これらの児童への保育に併せて従事さ			
せることができる。			
第8条~第41条 (略)	第8条~第41条	(略)	
(安全計画の策定等)			
第41条の2 指定児童発達支援事業者は、障害児	(新規)		
の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事			
業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設			
備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所			
外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援	1		
事業所での生活その他の日常生活における安全	1		
に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指			
定児童発達支援事業所における安全に関する事	1		
項についての計画(以下この条において「安全計	1		
画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必	1		
要な措置を講じなければならない。			
2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、	(新規)		
安全計画について周知するとともに、前項の研	1 1 1 1 2 -7		
修及び訓練を定期的に実施しなければならな			
<u>v o</u>			

行

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の(新規) 確保に関して保護者との連携が図られるよう 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等 について周知しなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計(新規) 画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変 更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第41条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児(新規) の事業所外での活動、取組等のための移動その 他の障害児の移動のために自動車を運行すると きは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他 の障害児の所在を確実に把握することができる 方法により、障害児の所在を確認しなければな らない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を (新規) 目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の 座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前 向きの座席以外の座席を有しないものその他利 用の熊様を勘案してこれと同程度に車内の障害 児の見落としのおそれが少ないと認められるも のを除く。)を日常的に運行するときは、当該自 動車にブザーその他の車内の障害児の見落とし を防止する装置を備え、これを用いて前項に定 める所在の確認(障害児の降車の際に限る。)を 行わなければならない。

第42条~第46条 (略)

<u>第47条</u> 削除

第48条~第51条 (略) (地域との連携等) 第52条 (略)

2 指定児童発達支援事業者 (児童発達支援セン 2 指定児童発達支援事業者 (児童発達支援セン ターである児童発達支援事業所において、指定 ターである児童発達支援事業所において、指定 児童発達支援の事業を行うものに限る。)は、 通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、 当該障害児若しくはその家庭又は当該障害児が 通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教 育法(昭和22年法律第26号)に規定する幼稚園、 小学校(義務教育学校の前期課程を含む。) 若し くは特別支援学校、就学前の子どもに関する

第42条~第46条 (略)

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第47条 指定児童発達支援事業所(児童発達支援 センターであるものに限る。) の長たる指定児 童発達支援事業所の管理者は、障害児に対し、 法第47条第1項本文の規定により親権を行う場 合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定 により懲戒に関し当該障害児の福祉のために必 要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、 格を辱める等その権限を濫用してはならない。

第48条~第51条 (略) (地域との連携等)

第52条 (略)

> 児童発達支援の事業を行うものに限る。)は、 通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、 当該障害児若しくはその家庭又は当該障害児が 通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教 育法 (昭和22年法律第26号) に規定する幼稚園、 小学校(義務教育学校の前期課程を含む。) 若し くは特別支援学校、就学前の子どもに関する

教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法 第2条第6項に規定 する認定こども園その他児童が集団生活を営む 施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援 助を行うよう努めなければならない。

第53条~第55条の5 (略)

(従業者の員数)

第56条 (略)

(略)

3 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは(新規) 家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型 認定こども園に入園している児童と基準該当児 童発達支援事業所に入所している障害児を交流 させるときは、障害児の支援に支障がない場合 に限り、障害児の支援に直接従事する従業者に ついては、これらの児童への保育に併せて従事 させることができる。

第57条・第58条 (略)

(準用)

第59条 第5条、第8条及び第4節 (第12条、第24第59条 第5条、第8条及び第4節 (第12条、第24 条第1項及び第4項、第25条、第26条第1項、第 条第1項及び第4項、第25条、第26条第1項、第 32条、第34条_____並びに第52条第2項を除 32条、第34条<u>、第47条</u>並びに第52条第2項を除 く。)の規定は、基準該当児童発達支援の事業に ついて準用する。

第60条~第62条 (略)

(従業者の員数)

第63条 (略)

2 • 3 (略)

庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認 定こども園に入園している児童と指定医療型児 童発達支援事業所に入所している障害児を交流 させるときは、障害児の支援に支障がない場合 に限り、障害児の支援に直接従事する従業者に

ついては、これらの児童への保育に併せて従事

させることができる。

第64条~第70条の2 (略) (準用)

第71条 第13条から第23条まで、第25条、第27条|第71条 第13条から第23条まで、第25条、第27条 (第4項及び第5項を除く。)から第35条まで、 第37条、第39条から第42条まで、第44条から <u>第46条まで、第48条</u>、第50条から第53条ま で及び第55条の規定は、指定医療型児童発達支 援の事業について準用する。この場合におい て、第13条第1項中「第38条に規定する運営規 程」とあるのは「第70条に規定する重要事項に 関する規程」と、第17条中「いう。第38条第6 号及び」とあるのは「いう。」と、第23条第2 項中「次条」とあるのは「第67条」と、第27

教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法 律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定 する認定こども園その他児童が集団生活を営む 施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援 助を行うよう努めなければならない。

第53条~第55条の 5 (略)

(従業者の員数)

第56条 (略)

(略)

第57条・第58条 (略)

(準用)

く。) の規定は、基準該当児童発達支援の事業に ついて準用する。

第60条~第62条 (略)

(従業者の員数)

第63条 (略)

2 • 3 (略)

4 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家 (新規)

第64条~第70条の2 (略) (準用)

(第4項及び第5項を除く。)から第35条まで、 第37条、第39条から第42条まで、第44条から 第48条まで、第50条から第53条ま で及び第55条の規定は、指定医療型児童発達支 援の事業について準用する。この場合におい て、第13条第1項中「第38条に規定する運営規 程」とあるのは「第70条に規定する重要事項に 関する規程」と、第17条中「いう。第38条第6

号及び」とあるのは「いう。」と、第23条第2

項中「次条」とあるのは「第67条」と、第27

条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」と あるのは「医療型児童発達支援計画」と、第35 条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機 関」と、第37条第2項中「この節」とあるのは 「第3章第4節」と、第44条第1項中「体制、 前条の協力医療機関」とあるのは「体制」と、 第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」と あるのは「医療型児童発達支援計画」と、同項 第3号中「第36条」とあるのは「第69条」と読 み替えるものとする。

第72条~第81条の8 (準用)

第81条の9 第13条から第23条まで、第25条、第第81条の9 第13条から第23条まで、第25条、第 26条、第27条(第4項及び第5項を除く。)、第 28条から第31条まで、第33条、第35条から第37 条まで、第39条、第39条の2、第41条の2、第41 条の3第1項、第42条から第46条まで、第48条、 第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第55 条まで及び第70条の2の規定は、指定居宅訪問 型児童発達支援の事業について準用する。この 場合において、第13条第1項中「第38条」とある のは「第81条の8」と、第17条中「いう。第38条 第6号及び第52条第2項において同じ。」とあ るのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」と あるのは「第81条の7」と、第27条第1項、第28 条及び第55条第2項第2号中「児童発達支援計 画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」 と読み替えるものとする。

第82条~第88条 (略)

(準用)

第89条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第89条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、 第27条(第4項及び第5項を除く。)、第28条か ら第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、 第39条、第39条の2、第41条の2、第41条の3第 1項、第42条、第44条から第46条まで、第48条、 第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第55 条まで、第70条の2及び第81条の6から第81条 の8までの規定は、指定保育所等訪問支援の事 業について準用する。この場合において、第13 条第1項中「第38条に規定する運営規程」とあ るのは「第89条において準用する第81条の8に 規定する重要事項に関する規程」と、第17条中 「いう。第38条第6号及び第52条第2項におい て同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2 項中「次条」とあるのは「第89条において準用す る第81条の7」と、第27条第1項及び第28条中 「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪

行

条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」と あるのは「医療型児童発達支援計画」と、第35 条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機 関」と、第37条第2項中「この節」とあるのは 「第3章第4節」と、第44条第1項中「体制、 前条の協力医療機関」とあるのは「体制」と、 第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」と あるのは「医療型児童発達支援計画」と、同項 第3号中「第36条」とあるのは「第69条」と読 み替えるものとする。

第72条~第81条の8 (準用)

26条、第27条(第4項及び第5項を除く。)、第 28条から第31条まで、第33条、第35条から第37 条まで、第39条、第39条の2

、第42条から第46条まで、第48条、 第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第55 条まで及び第70条の2の規定は、指定居宅訪問 型児童発達支援の事業について準用する。この 場合において、第13条第1項中「第38条」とある のは「第81条の8」と、第17条中「いう。第38条 第6号及び第52条第2項において同じ。」とあ るのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」と あるのは「第81条の7」と、第27条第1項、第28 条及び第55条第2項第2号中「児童発達支援計 画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」 と読み替えるものとする。

第82条~第88条 (略)

(準用)

第27条(第4項及び第5項を除く。)、第28条か ら第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、 第39条、第39条の2

、第42条、第44条から第46条まで、第48条、 第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第55 条まで、第70条の2及び第81条の6から第81条 の8までの規定は、指定保育所等訪問支援の事 業について準用する。この場合において、第13 条第1項中「第38条に規定する運営規程」とあ るのは「第89条において準用する第81条の8に 規定する重要事項に関する規程」と、第17条中 「いう。第38条第6号及び第52条第2項におい て同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2 項中「次条」とあるのは「第89条において準用す る第81条の7」と、第27条第1項及び第28条中 「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪 改 正 現 行

問支援計画」と、第37条第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第44条第1項中「体制、前条の協力医療機関」とあるのは「体制」と、第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。

第90条~第93条 (略)

問支援計画」と、第37条第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第44条第1項中「体制、前条の協力医療機関」とあるのは「体制」と、第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。

第90条~第93条 (略)

5 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年神奈川県 条例第8号)新旧対照表

改 行 第1条~第38条 (略) 第1条~第38条 (略) (安全計画の策定等) 第38条の2 指定福祉型障害児入所施設は、障害 (新規) 児の安全の確保を図るため、当該指定福祉型障 害児入所施設の設備の安全点検、従業者、障害 児等に対する施設外での活動、取組等を含めた 指定福祉型障害児入所施設での生活その他の日 常生活における安全に関する指導、従業者の研 修及び訓練その他指定福祉型障害児入所施設に おける安全に関する事項についての計画(以下 この条において「安全計画」という。)を策定 し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなけ ればならない。 2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対 (新規) し、安全計画について周知するとともに、前項 の研修及び訓練を定期的に実施しなければなら ない。 3 指定福祉型障害児入所施設は、定期的に安全 (新規) 計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の 変更を行うものとする。 (自動車を運行する場合の所在の確認) 第38条の3 指定福祉型障害児入所施設は、障害 (新規) 児の施設外での活動、取組等のための移動その 他の障害児の移動のために自動車を運行すると きは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その 他の障害児の所在を確実に把握することができ る方法により、障害児の所在を確認しなければ ならない。 第39条~第43条 (略) 第39条~第43条 (略) (懲戒に係る権限の濫用禁止) 第44条 削除 第44条 指定福祉型障害児入所施設の長たる指定 福祉型障害児入所施設の管理者は、障害児に対 し、法第47条第1項本文の規定により親権を行 う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の 規定により懲戒に関し当該障害児の福祉のため に必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与 え、人格を辱める等その権限を濫用してはなら ない。 第45条~第57条 (略) 第45条~第57条 (略) (準用) (準用) 第58条 第7条から第17条まで、第19条、第21条|第58条 第7条から第17条まで、第19条、第21条 から第39条まで、第41条から第43条まで、第45 から第39条まで、第41条から 条 、第46条第1項、第47条から第50条まで 条まで、第46条第1項、第47条から第50条まで 及び第52条の規定は、指定医療型障害児入所施 及び第52条の規定は、指定医療型障害児入所施 設について準用する。この場合において、第17 設について準用する。この場合において、第17 条第2項中「次条」とあるのは「第55条」と、 条第2項中「次条」とあるのは「第55条」と、 第30条中「医療機関」とあるのは「他の専門医」 第30条中「医療機関」とあるのは「他の専門医

改 正 現 行

療機関」と、第33条中「障害児入所給付費」と あるのは「障害児入所給付費及び障害児入所医 療費」と、第34条第3項中「この節」とあるの は「第3章第3節」と、第41条第1項中「前条 第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯 科医療機関」とあるのは「第57条の協力歯科医 療機関」と読み替えるものとする。

第59条 (略)

療機関」と、第33条中「障害児入所給付費」とあるのは「障害児入所給付費及び障害児入所医療費」と、第34条第3項中「この節」とあるのは「第3章第3節」と、第41条第1項中「前条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」とあるのは「第57条の協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。

第59条 (略)

6 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 2 6 年神奈川県条例第 52 号)新旧対照表

改正	現行
第1条~第9条 (略)	第1条~第9条 (略)
(園舎及び園庭)	(園舎及び園庭)
第10条 (略)	第10条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 次条第1項第2号の乳児室又はほふく	3 次条第1項第2号の乳児室又はほふく
室、同項第3号の保育室、同項第4号の遊	室、同項第3号の保育室、同項第4号の遊
戯室及び同項第7号の便所(以下「保育室	戯室及び同項第7号の便所(以下「保育室
等」という。)は、1階に設けるものとす	等」という。)は、1階に設けるものとす
る。ただし、園舎が同条第7項第1号、第	る。ただし、園舎が同条第7項第1号、第
2号及び第6号に掲げる要件を満たすとき	2号及び第6号に掲げる要件を満たすとき
は保育室等を2階に、前項ただし書の規定	は保育室等を2階に、前項ただし書の規定
により園舎を3階建て以上とする場合であ	により園舎を3階建て以上とする場合であ
って、同条第7項各号 に	って、同条第7項第2号から第8号までに
掲げる要件を満たすときは、保育室等を3	掲げる要件を満たすときは、保育室等を3
階以上の階に設けることができる。	階以上の階に設けることができる。
$4 \sim 7$ (略)	$4 \sim 7$ (略)
第11条~第20条 (略)	第11条~第20条 (略)
	(懲戒に係る権限の濫用禁止)_
<u>第21条</u> <u>削除</u>	第21条 園長は、児童福祉法第47条第3項の規
	定により懲戒に関し園児の福祉のために必要
	な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人
	格を辱める等その権限を濫用してはならな
hote a a htt hote a a htt (mts.)	
第22条~第26条 (略)	第22条~第26条 (略)

7 神奈川県手話言語条例(平成26年神奈川県条例第89号)新旧対照表

正

(目的)

第1条 (略)

(定義)

第2条 この条例において「ろう者」とは、手 話<u>(手話をしている者が相手の見え方に配慮し接近するなどして手話をする方法、手話をしている者の手に相手が触れてその形を読み取ることにより話を伝える方法等を含む。以下同じ。)</u>を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。

改

- 2 この条例において「手話の普及等」とは、 手話の普及並びに手話に関する教育及び学習 の振興、ろう者に関する理解の促進その他の 手話を使用しやすい環境の整備をいう。 (基本理念)
- 第3条 手話の普及等は、手話が、独自の言語 体系を有する文化的所産であって、ろう者が 知的で心豊かな日常生活又は社会生活を営む ために大切に受け継いできたものであり、ろ う者とろう者以外の者が相互にその人格と個 性を尊重し合いながら共生することのできる 地域社会の実現のための意思疎通及び情報の 取得又は利用の手段として<u>将来にわたって</u>受 け継ぐべき 必要な言語であることについての 県民の理解の下に、推進されなければならない
- 2 手話の普及等は、手話の使用を必要とする 者の手話の習得及び使用に係る機会の確保が 図られるよう推進されなければならない。 (県の責務)
- 第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、社会的障壁の除去に関する必要かつ合理的な配慮を行うとともに、手話を使用する者<u>(ろう者、手話通訳を行う者その他の手話を使用する者をいう。以下同じ。)</u>の協力を得て、手話の普及等を推進する責務を有する。

(市町村との連携及び協力)

第5条 (略)

2 県は、市町村が手話の普及等に関する施策 を策定し、又は実施しようとするときは、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

第6条・第7条 (略)

(手話推進計画)

第8条 (略)

2 県は、手話推進計画の策定又は変更に当たっては、その立案への手話を使用する者の参画を推進するとともに、県民の意見を聴き、これを反映することができるよう、必要な措

(目的)

第1条 (略)

(定義)

第2条 この条例において「ろう者」とは、手 話

行

____を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。

- 2 この条例において「手話の普及等」とは、 手話の普及並びに手話に関する教育及び学習 の振興______その他の 手話を使用しやすい環境の整備をいう。 (基本理念)
- 第3条 手話の普及等は、手話が、独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな日常生活又は社会生活を営むために大切に受け継いできたものであり、ろう者とろう者以外の者が相互にその人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会の実現のための意思疎通及び情報の取得又は利用の手段として_____

_____必要な言語であることについての 県民の理解の下に、推進されなければならない。

(新規)

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下 「基本理念」という。)にのっとり、社会的 障壁の除去に関する必要かつ合理的な配慮を 行うとともに、手話を使用する者______

_の協力を得て、手話の

普及等を推進する責務を有する。

(市町村との連携及び協力)

第5条 (略)

(新規)

第6条・第7条 (略)

(手話推進計画)

第8条 (略)

2 県は、手話推進計画の策定又は変更に当たっては

県民の意見を聴き、

これを反映することができるよう、必要な措

改正	現行
置を講ずるものとする。	置を講ずるものとする。
第9条 (略)	第9条 (略)

8 介護保険法施行条例(平成12年神奈川県条例第27号)新旧対照表

改正		現	行	
第1条~第13条 (略)		第1条~第13条 (略)		
附 則 (略)		附 則 (略)		
別表(第9条関係)	1	別表(第9条関係)		
手数料徴収に係る事務 手数料の名称	金額	手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額
1 法第69条の2第1項の 介護支援専門]	1,400	1 法第69条の2第1項の	介護支援専門	1,800
規定に基づく介護支援専 員実務研修受	<u>円</u>	規定に基づく介護支援専	員実務研修受	<u>円</u>
門員実務研修受講試験の講試験問題作		門員実務研修受講試験の	講試験問題作	
試験問題作成事務 成事務手数料		試験問題作成事務	成事務手数料	
2~26 (略)		2~26 (略)		